

# 学校法人東京理科大学 公的研究費に係る不正防止対策の基本方針

2022年7月1日制定

学校法人東京理科大学（以下「法人」という。）は、平成19（2007）年2月15日付（令和3（2021）年2月1日改正）文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に従って、公的研究費を適正に運営・管理し、不正な使用を防止することを目的に、次のとおり基本方針を定める。

## 1 法人の責任体系の明確化

- 公的研究費の運営・管理を適正に行うために、最高管理責任者、総括管理責任者、コンプライアンス推進責任者および部局責任者をおき、責任者は不正防止対策に関して責任を持ち、積極的に推進します。

### ①最高管理責任者：理事長

本学全体を統括し、競争的研究費等の運営・管理について最終責任を負う。

### ②統括管理責任者：研究担当理事

最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。機関全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者及び学長に報告する。

### ③コンプライアンス推進責任者：学部長・研究科長等

各学部・研究科等における競争的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。自己の管理監督又は指導する部局等における対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。

### ④部局責任者：研究推進部長、教務部長

コンプライアンス推進責任者のもと、各部局における実効的な管理監督を行う。

## 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

- 公的研究費の運営及び管理について、不正防止対策の理解や意識を高めることを目的としたコンプライアンス教育を実施します。
- 不正防止対策への意識の向上と浸透を図り、不正を起こさせない組織風土の形成のために、啓発活動を実施します。

- 公的研究費の運営・管理を適切に行うために諸規程を制定し、明確かつ統一的な運用を図ります。
  - 学内外からの告発等を受け付ける通報窓口を設けるとともに、調査の体制・手続等を定めた規程を整備します。
- 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施
- 不正を発生させる要因を把握し、具体的な不正防止計画を策定するため、学校法人東京理科大学公的研究費不正防止計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設けます。
  - 委員会は不正防止計画を策定し、法人はこれを実施します。
- 4 研究費の適正な運営・管理活動
- 不正防止計画を踏まえ、毎年度発行する公的研究費における予算執行要項に基づき、適正な予算執行を行います。
- 5 情報発信・共有化の推進
- 公的研究費の使用ルール等について、学内外からの相談窓口を設けます。
  - 不正防止計画等を外部に公表します。
- 6 モニタリングの在り方
- 公的研究費の適正な管理のため、法人全体の視点からモニタリング及び監査体制を整備し、実施します。

以上